

図書館システム・ネットワークユーザーグループ・サブグループの運営に関する内規

〔令和5年3月17日
制 定〕

(趣旨)

第1条 「図書館システム・ネットワークユーザーグループの運営に関する内規」第7条の規定に基づき、サブグループの設置について定める。

(申請)

第2条 構成員がサブグループを設置しようとする場合、代表者を決め、必要事項を、運営担当に送付する。

2 必要事項は次のとおりとする。

- 一 代表者名
- 二 メンバー
- 三 活動内容

(承認)

第3条 運営担当は、審査に基づき設置を承認する。

(設置期間)

第4条 設置期間は、当該年度末までとする。

- 2 延長する場合は、代表者が年度末までに更新申請を行う。
- 3 更新回数に制限は設けない。
- 4 設置期間中に廃止をする場合は、代表者が理由を添えて廃止申請を行う。

(サブグループの構成)

第5条 サブグループは、ユーザーグループの構成員の内、希望する者から構成される。

- 2 サブグループは、代表者のほか複数名で構成するものとする。
- 3 メンバーの委嘱は、委員会を行わない。
- 4 設置期間中のメンバーの更新、削除、追加の申請は不要とする。

(代表者の責務等)

第6条 代表者は、委員会、作業部会に陪席し、必要に応じて図書館システム・ネットワークの改善等について提案できるものとする。

- 2 代表者は、年度末に報告書を提出する。

(ユーザーグループへの活動支援)

第7条 委員会は、ユーザーグループに対し、可能な範囲で活動支援を行う。

2 活動に必要なオンラインツール（Web会議、課題管理、チャット、アンケートフォーム等）は、可能な範囲で貸与する。

(公表)

第8条 サブグループの活動内容は、委員会において公表するものとする。

(廃止)

第9条 運営担当は、設置期間中であっても、委員会の議に基づき、サブグループを廃止することができる。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。